

総務省組織令の一部を改正する政令新旧対照条文

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）

改 正 案	現 行
（放送政策課の所掌事務） 第八十二条 放送政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 情報流通行政局の所掌事務のうち放送に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。 二 放送に係る無線局免許等関係事務に関すること（放送技術課及び放送業務課の所掌に属するものを除く。）。 三 一般放送の施設の使用の規律に関すること（放送技術課及び放送業務課の所掌に属するものを除く。）。 四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること（情報流通振興課の所掌に属するものを除く。）。 五 放送業の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局並びに放送業務課及び放送施設整備促進課の所掌に属するものを除く。）。 六 日本放送協会に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。 七 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園の組織及び運営一般に関すること。 （放送技術課の所掌事務） 第八十三条 放送技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 情報流通行政局の所掌事務（放送に係るものに限る。）に関する総合的な政策のうち技術に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。	（放送政策課の所掌事務） 第八十二条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 四 （同上） 五 （同上） 六 日本放送協会に関すること 七 （同上） （放送技術課の所掌事務） 第八十三条 （同上） 一 （同上）

（傍線部分は改正部分）

二 放送に係る無線局免許等関係事務に係る技術的事項に関すること。 三 一般放送の施設の使用の規律に関する技術的事項に関すること。 四 日本放送協会の配信（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第 二条第三十一号に規定する配信をいう。次条第五号において同じ。） の業務に係る技術的事項に関すること。	二 （同上） 三 （同上） （新設）
（放送業務課の所掌事務） 第八十四条 放送業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 国内放送（国内において受信されることを目的として行われる放送 をいう。以下この条において同じ。）に係る無線局免許等関係事務に 関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。 二 国内放送に該当する一般放送の施設の使用の規律に関すること（放 送技術課の所掌に属するものを除く。）。 三 有線テレビジョン放送の施設の設置の規律に関すること。 四 放送業（国内放送に関するものに限る。）の発達、改善及び調整に 関すること（国際戦略局及び放送施設整備促進課の所掌に属するもの を除く。）。	（放送業務課の所掌事務） 第八十四条 （同上） 一 （同上） 二 （同上） 三 （同上） 四 （同上）
五 配信の業務に係る日本放送協会と他の放送事業者その他の事業者と の協力に関すること。 （放送施設整備促進課の所掌事務） 第八十五条 放送施設整備促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 放送の施設の整備及び維持に関する総合的な政策の企画及び立案並 びに推進に関すること（放送技術課の所掌に属するものを除く。）。	（新設） （放送施設整備促進課の所掌事務） 第八十五条 （同上） 一 （同上）
二 放送法 基幹放送の受信及び放送番組の視聴に係る事業者の責務（次号におい て「放送法第九十二条の責務」という。）の履行の確保に関すること	二 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十二条に規定する 基幹放送の受信 に係る事業者の責務 の履行の確保に関すること

三 他の放送事業者の放送法第九十二条の責務の履行のための日本放送協会の協力に關すること。 (移動通信課の所掌事務) 第百一条 移動通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 次に掲げる無線局に係る無線局免許等關係事務に關すること(情報流通行政局の所掌に属するものを除く。) イ 陸上等(電波法第六条第八項第二号に規定する陸上等をいう。) に開設する無線局のうち移動中の運用を行わないもの(自動車その他の陸上を移動するものとの間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な關係があるものに限り、人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハに掲げる無線局に該当するものを除く。) ロ 陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行うもの(人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハに掲げる無線局に該当するものを除く。) ハ 電波法第五条第二項第二号に規定するアマチュア無線局 二 前号イからハまでに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に關すること(国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く。)	。(新設) (移動通信課の所掌事務) 第百一条 (同上) 一 (同上) イ 陸上に 開設する無線局のうち移動中の運用を行わないもの(自動車その他の陸上を移動するものとの間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な關係があるものに限り、人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハに掲げる無線局に該当するものを除く。) ロ (同上) ハ (同上) 二 (同上)
---	---